

いわて 公益法人だより



第36号
(R6年11月)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086 (直)

【INDEX】

【審議会からのお知らせ】	P1
公益法人制度の改正の概要について	P2～3
定期提出書類の原則公開化について	P4
内閣府主催「新しい公益法人制度説明会」について	P5

【MESSAGE】

今年度も残すところ4ヶ月余りとなりました。

皆さま御承知のことかと思いますが、今般、公益認定法が改正され、来年4月に施行を控えています。今後、当公益法人だよりにおいて、制度改正の概要等をお知らせいたしますので、御確認のうえ必要な準備を進められるようお願いいたします。

【審議会からのお知らせ】

- ① 令和6年度岩手県公益認定等審議会開催日程について
第3回 12月2日(月)／第4回 3月7日(金)

今年度の審議会はあと2回です。変更認定、変更認可申請を検討している法人は、早めに御相談いただきますとスムーズに手続きを進めることができますので、御協力のほどよろしくお願いします。

公益法人制度の改正の概要について(1)

令和6年5月22日、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が改正・公布されました。また、改正法を受けた関係府令及び政令が、10月に公布されました。これにより、令和7年4月から新しい公益法人制度が始まることとなりました。

公益法人制度改正のポイント

☑財務規律の柔軟化・明確化

①収支相償原則の見直し

中期的期間で収支の均衡を図る趣旨の明確化

②「公益充実資金」の創設

③「遊休財産」から「使途不特定財産」に名称変更

④「公益目的事業継続予備財産」の創設

☑行政手続の簡素化・合理化

①収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に変更

☑自律的ガバナンスの充実、透明性向上

①3区分経理の原則義務付け

②理事・監事間の特別利害関係の排除

③外部理事・監事の導入

公益法人制度の改正の概要について(2)

● 今後のお知らせについて

公益法人制度改革に関する情報については、当公益法人だよりでも順次お知らせしていく予定ですので、御確認のほどよろしくお願いします。併せて配信先のメールアドレスの確認・更新もお願いします。

また、内閣府HP「公益法人information」上において、「公益法人等制度改革特集ページ」が開設されていますので、こちらも御覧ください。

👉公益法人information「公益法人等制度改革特集ページ」

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/kaisei.html>



定期提出書類の原則公開化について

公益法人制度改革の一環として「透明性の向上」が掲げられていますが、これに関連して、**令和7年4月以降**に提出される定期提出書類については、**原則公開化**されます。

- HPによる公開

- 定期提出書類は、POSS上で提出した書類は原則一元的に公開されます。

- 定期提出書類の原則公開化

- 従来開示対象ではなかった以下の書類についても公表の対象となります。

【事業計画等と併せて提出する書類】

公益目的事業・収益事業の内容等を記載した書類

【計算書類と併せて提出する書類】

法人の運営組織に関する情報（従来の別紙2）、財務規律に係る明細（従来の別表A、別表B及び別表C）、他の団体の意思決定に関与可能な財産（従来の別表D）、経理的基礎を担保する状況（従来の別表E）

- 個人情報保護の必要性等に照らし、今後、公表を前提として書類を作成いただく必要があります。

内閣府主催「新しい公益法人制度説明会」の開催について

内閣府主催の新しい公益法人制度説明会（北海道・東北ブロック）が、下記のとおり開催されますので、法人の皆さまにおかれましては、積極的に御参加いただきますようお願いいたします。

1 日時

①令和7年1月10日(金) 10時30分～

② // 14時00分～

※2回とも内容は同じです。どちらか一方に御参加ください。

2 会場

宮城県行政庁舎 2階 講堂

（宮城県仙台市青葉区本町3丁目8－1）

3 申込方法

別添チラシ記載のWebページからお申込みください。

4 その他

詳細は別添チラシを御覧ください。

お問合わせは、主催者である内閣府または委託事業者にお願いいたします。